

令和元年度 岐阜県障害のある人もない人も共に生きる  
清流の国づくり県民会議 議事概要

- |        |  |             |
|--------|--|-------------|
| 1 日 時: | 令和元年8月21日(水)   | 10:00~11:30 |
| 2 場 所: | 岐阜県シンクタンク庁舎 大会議室   |             |
| 3 趣 旨: | 「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」に基づく共生社会実現施策の実施状況について、意見・要望をいただくもの |             |

【主な発言】

議題 「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」に基づく共生社会施策の実現について

- ヘルプマークを身に付けている人をみかけたら座席を譲ったり声をかけるなど、具体的なことを広める運動をしていただけるとさらに広がりを見せると思う。
- 障害者手帳のない難病患者は、障がい者雇用の対象とはなっていないので企業への就職が難しく、治療と就労の両立の中で一定の時間を働くというのも難しい。雇う側も雇われる側もそれぞれが理解をしあえるような施策を充実していただきたい。
- 障がいへの理解ということで、子どもの時からの交流促進は大変良いことだと考える。その方法については工夫する必要があり、保護者にも併せて啓発していただけると、より一層理解に繋がると考える。
- パラリンピックに向かって障がい者スポーツが盛んになっていることは大変喜ばしいことだが、一過性で終わるのではなく、生涯にわたる障がい者のスポーツという道筋をつけていかななくてはいけない。その中で一つ提案していきたいのが、障がい者本人がスポーツ大会などのイベントの企画をするというかたちをつくっていただくとより裾野が広がると考える。
- 平成28年に障害者差別解消法の施行に併せて県の方でも関係条例をつくっていただき、国や県ではすでにそういった制度を整えていただいております、これからは当事者団体がそれに向けどうしていくかということを考えていかなければならない。県や市町村に周知や広報を任せるのではなく、私たち当事者もやっていくことをやっていかないと本当の共生社会にならないと思う。

- 保護者としては18歳になって社会に出たときに、どうやって子どもたちが生きていくのかいうところがすごく心配である。障がいのことを理解してもらうために子どもの内から、学校の道徳の時間などに考えていただく時間を設けていただきたい。また、公立の学校と交流することもとても大切である。
- 障がいを自分の個性として受け入れられない若者がたくさんおり、就職などで苦勞をしている。障がいのない人たちに障がいのある人たちと一緒に共生社会を実現しようと働きかけるだけではなく、自分たち自身が障がいのあるなしの差別・区別ではなくて、それが自分の個性だと胸をはって言え、それを認めてくれる社会づくりが必要である。
- 障害者差別解消法は施行から3年経ち、今は啓発活動が少し弱くなってきたという印象がある。市町村の窓口などで差別解消法の説明などが常に目に触れられるような工夫を進めていただきたい。
- 県民が共生することによって、県民一人ひとりにどんな効果があるかということをおさえ、この共生社会の取組み、交流の取組みがどんな効果があるのかということを検証する必要があると考える。
- 障がい者スポーツの普及について、聴こえない人のオリンピックであるデフリンピックを知らない方がとても多いので、その中にデフリンピックも入れていただきたい。
- もともとは聴こえていて、耳が聴こえなくなってきたとか軽度の難聴の方で自分の障がいを認められないという方が非常に多くいる。やはり小さい時から教育の中で全ての障がいに関して聴こえる人聴こえない人一緒に学習する機会を増やしていただきたい。
- 私たち障がい者がどんどん外に出ていき、こういう人たちも無事に生きているということを知らせるべきだと思っている。
- 人権教育の立場から考えると障がいへの理解啓発というのはかなり努力が足りないと感じているところである。初等・中等教育期間においていかに教育を与えていくことが重要ではないかと考える。
- すでに社会に出ている方に対してもいかに啓発教育をしていくかということが今後の課題である。